

目黒区と株式会社セブン - イレブン・ジャパンとの包括連携協定書

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社セブン - イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、目黒区における区民サービスの向上と地域の一層の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 暮らしの安全・安心に関すること。
- （2） 高齢者支援に関すること。
- （3） 子育て支援に関すること。
- （4） 環境保全に関すること。
- （5） 区政の情報発信に関すること。
- （6） その他区民サービスの向上、地域社会の活性化に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効率的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（乙に対する理解）

第3条 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式による、年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン - イレブン店（以下「セブン - イレブン店」といい、直営店方式のセブン - イレブン店を「直営店」、フランチャイズ方式のセブン - イレブン店を「加盟店」という。）を展開しており、目黒区内の直営店及び乙の推奨に応諾して本協定への参画に同意する加盟店（本協定において、これらのセブン - イレブン店を総称して「対象店」という。）において、第2条第1項各号に定める事項に協力するものであること、及び加盟店は乙と別途独立した経営主体である乙のフランチャイジーが経営していることを、甲が理解した上で、甲及び乙が本協定について合意するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協

定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から本協定を終了させる旨の申し出のないときは、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(機密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、他に漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。この規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保持する。

平成30年6月15日

甲：東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区長

青木 英二

乙：東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役

古屋 一樹